

1. はじめに

昨年末からの寒波と大雪で、「地球温暖化対策」は忘れられがちになっていますが、地球環境から見た場合、重要な課題であることに変わりはありません。

地球温暖化やオゾン層破壊に対する対策は政府のやることで民間企業人である我々にはあまり関係のないことと思われるかも知れませんが、京都議定書の発効(2005年2月16日)より以前から各種の国際条約を踏まえて、法律が制定され、施策が実行されています。

特に、地球温暖化対策に関係の深い「地球温暖化対策推進法」、「オゾン層保護法」、「フロン回収破壊法」について解説し、理解を深めていただく一助にしたいと思います。

2. 地球温暖化対策推進法(地球温暖化対策の推進に関する法律、1998年制定)

この法律は、国、地方公共団体、企業(事業主)国民の責任を明確にして、地球温暖化対策を推進する目的で制定されました。

温暖化をもたらす排出ガス(温室効果ガス)として、炭酸ガス、HFC、PFCなど6種類のガスが規定されていますが、排出量の約94%は炭酸ガス(二酸化炭素)です。

法律の概要は次の通りです。

- (1) 国は温暖化ガスの濃度変化の状況、これに伴う気候の変動・生態系の状況を把握し、対策を策定し、実施する。
- (2) 国は地方公共団体の施策を支援し、温暖化ガス排出抑制のための技術的な助言、その他の措置を講ずる。
- (3) 地方公共団体、事業主、国民は温室効果ガスの排出抑制の措置を講じ、その施策に協力しなければならない。

この法律に基づいて政府は施策を定め実施に移しており、その結果として「省エネルギー法」や各種のリサイクル法として反映されています。

我々、事業者及び国民に広く関係するのは二酸化炭素の排出削減に寄与する省エネルギーです。

産業界では、ISO14001取得、環境会計の導入、ゼロエミッションの実施などを推進し、国民個人レベルでも省エネルギー商品の使用やクールビズの実行などで協力していることはご承知のとおりです。

この法律による具体的な規制としては、温暖化ガスの排出量3,000t/年以上の事業者には算定・報告の義務があります。

3. オゾン層保護法(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律、1988年制定)

「オゾン層保護のためのウィーン条約」及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」に基づいて、オゾン層保護に国際的に協力して取り組むために、特定物質(CFC、ハロン等)の製造の規制、排出の抑制、使用の合理化などを制定した法律です。

この法律では、特定物質(CFC、ハロン等)の種類毎に生産・消費の規制をしています。具体的には、ハロンは1994年に全廃、CFCは1996年全廃、HCFCは2020年消費全廃などです。

また、環境庁及び経済産業省は「特定物質の排出抑制・使用合理化指針」を1989年に出し、その周知普及を図っています。

生産が全廃される前に製造された冷蔵庫、カーエアコン等の機器に残存するCFCの回収が課題となっており、通商産業省では「特定フロン回収促進プログラム」に基づき、産業界に行動計画の策定を要請し、冷凍空調業など関係業界はこれを受けて自主計画を作成して取り組んでいます。

4. フロン回収破壊法(特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律、2002年施行)

この法律は、上記2,3項で対象とされたフロン類の大気中への排出を抑制するため、特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進に関する事業者の責務等を定めたものです。具体的には、エアコンや冷蔵機器、冷凍機器に充填されているフロン類(第1種特定製品)自動車に搭載されているエアコンのフロン類(第2種特定製品)について、回収、廃棄、引渡し業者の登録及び許可、業者の責務や費用負担などが定められています。

なお、平成17(2005)年1月1日より、第2種特定製品については、「自動車リサイクル法」の管轄となりました。

自社で使用されているフロン類を調査し、法律との関係を把握することをお勧めします。

注)上記文中のフロン類の略称の名称と規制対象となる法律は以下の通りです。

- ・CFC：クロロフルオロカーボン オゾン層保護対象物質
- ・HCFC：ハイドロクロロフルオロカーボン オゾン層保護対象物質
- ・HFC：フルオロフルオロカーボン 地球温暖化対象物質
- ・PFC：ペルフルオロフルオロカーボン 地球温暖化対象物質

